

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高松市

### 2 構造改革特別区域の名称

塩江町どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

高松市の区域の一部（塩江町）

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地勢

高松市（以下、「本市」という。）は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、広ぼうは東西約 24 km 南北約 36 km、海岸線の延長が約 115 km で、面積は香川県の総面積のほぼ 20%にあたる 375.17 km<sup>2</sup>である。地勢は、東に五剣山、西に五色台を擁し、南部に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、広々とした讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いている。また、北は国立公園の瀬戸内海に面し、市街地東部には源平合戦の古戦場で有名な屋島が瀬戸内海に突きだし、海上約 4 km には女木島、男木島をはじめとする島々が点在し、自然環境に富み、風光は極めて明媚である。

#### (2) 人口

本市の総人口は、昭和51年に30万人を超え、順調に増加を続けてきたが、ここ数年は出生率の低下、社会動態の停滞等により増加率は低水準で推移し、平成27年度国勢調査速報値の人口は、420,943人である。年齢別人口構造は、60歳代が多い壺型の構造であり、今後はさらに高齢化が進行するものと見込まれる。平成27年度国勢調査速報値現在の世帯数は、182,005世帯で、1世帯当たりの人員は2.31人と核家族化が進んでいる。

#### (3) 産業

産業別就業者数の割合を見ると、第1次産業は3.0%、第2次産業は19.4%、第3次産業は77.6%（いずれも平成22年国勢調査）で、第3次産業就業者が飛び抜けて高く、増加傾向にあり、商業都市としての発展が見られる。

#### (4) 塩江町地域の特性

豊かな森林資源等を有する塩江町地域（以下、「本地域」という。）の優れた自然環境は、高松市民をはじめ、広汎な人々に対し、グレードの高いレクリエーションや保養の場を提供しており、これら自然と共生できるやすらぎ機能は、本地域の大きな特徴であるとともに、自然とのふれあい志向の高まりの中で、その役割は、ますます重要となっている。

水と緑の豊かな自然、環境省の「国民保養温泉地」に指定された塩江温泉郷やホテルと文化の里、道の駅などの観光交流施設、さらには、個性的な食・特産品など、豊かなポテンシャル（潜在的な魅力）を有しており、滞在型の多様な観光・レクリエーション機能を発揮する広域的交流拠点としての役割を担うことが期待されている。また、内場ダム及び建設中の椀川ダムに代表される水源地域であり、水源かん養地域でもあり、生鮮食料品や高付加価値化された農林水産物の供給地域でもあるなど、本市や周辺地域の住民生活にとって重要な役割を担っている。

#### (5) 塩江町地域の課題

本地域は、農業従事者の高齢化や後継者不足、生活スタイルの変化等によって、耕作放棄地が増加しており、活気が薄れている状況にある。さらには、都市部への人口流出により人口減少が著しいうえ、人口に占める高齢者の割合が40%を超えるなど、地域の衰退が顕著な地域であるといえる。地域特性に対応した活力あるまちづくり施策を行い、地域の活性化を図ることが課題である。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本地域は農業従事者の高齢化や後継者不足により農業は衰退している。構造改革特別区域の規制の特例制度を活用し、自ら生産した米を原料とした濁酒の製造を行うことにより農地の保全と、地域の高齢者を中心とした新規雇用の創出を図り、地域の活性化につなげる。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

本市が取り組んできた地域活性化総合特別区域計画により、今回申請の特定農業者は、酒類製造免許を取得し、「讃岐どぶろく蔵人」の製造・提供を開始後、順調に事業を続けてきた。これまでの成果として、生産規模拡大に伴う耕作面積の拡大により、耕作放棄地が活用されるなど農地再生にも効果が表れているが、平成28年度に地域活性化総合特別区域の計画期間が満了を迎えるため、指定解除後も濁酒の製造を継続し、ブランドの認知度の向上を目指すとともに、グリーンツーリズムなどにより本地域の活性化を図る。

### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本地域にある農家レストランと都市部からの観光客による交流により、他の特産品の消費や観光資源の需要が高まり、本地域全体の経済的効果が期待できる。それにより農家の就労意欲が向上し、農地の保全や担い手の確保、新規雇用者の創出等により地域の活性化が期待できる。

	現在	平成31年度目標	平成33年度目標
濁酒取扱い店舗数	7店舗	9店舗	11店舗
濁酒提供数量	47 ㍓/月	60 ㍓/月	74 ㍓/月

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

## 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、レストラン、飲食店等)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたその他の醸造酒(以下「濁酒」という。)を製造しようとする者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、構造改革特別区域法に掲げる酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高松市の区域の一部(塩江町)

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、構造改革特別区域法に掲げる酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランなどを経営する農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6k1)を適用しないこととなり、酒類製造免許を取得することが可能となる。

この特例措置を活用して、高齢者の割合が40%を超え、人口減少が著しい、塩江町地域(阿讃山麓の代表的な峡谷の町)において、米を原料とした濁酒の製造事業を行うことで、地域産業の再活性化を図るものである。

なお、当該特例事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法

の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。